

# 豊見城市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成 28 年 11 月 28 日策定

令和 2 年 12 月 24 日改正

豊見城市農業委員会

## 第 1 基本的な考え方

平成 28 年 4 月 1 日に農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。）の改正法が施行され、農業委員会においては、「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として明確に位置づけられた。

豊見城市においては、県都那覇市に隣接していることから、市街化区域周辺でのスプロール化が著しく、宅地化が進行している。特に本市西部の下原地区では、豊崎地区の開発に伴う宅地化がさらに進んでいくものと見込まれる。

本市の土地利用については、都市的な生活環境と農業の生産環境の区分整備を基本に、農用地の保全確保及び遊休地の積極的な利用を促進するほか、各種生産基盤や近代化施設の整備、生活環境施設の整備を図り、営農環境の向上と担い手農家の育成に努める。

そのために法第 7 条第 1 項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、豊見城市農業委員会の指針として具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、農業委員及び推進委員の改選期である 3 年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成 28 年 3 月 4 日付け 27 経営第 2933 号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

## 第 2 具体的な目標と推進方法

### 1. 遊休農地の発生防止・解消について

平成 29 年 11 月を起点として、単年度における遊休農地の発生防止及び解消について、「目標及びその達成に向けた活動計画」における活動を行い、目標の達成に向けてその実現に努めてきたところである。

中間年を迎え、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」に従い、3 年ごとの農業委員及び推進委員の改選期にあわせ、最終年の目標に係る管内の農地面積をはじめ、遊休農地面積及び遊休農地の割合について、これまでの実績を踏まえて見直しを行った結果、

以下のとおり修正する。

これによって、実績と目標の乖離を解消し、目標数値の適正化及び将来にわたりその実現を目指すものである。

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (平成 29 年 3 月)	526ha	37.8ha	7.1%
3 年後の目標 (平成 32 年 3 月)	491ha	28.2ha	5.7%
改正時の現況 (令和 2 年 3 月)	307ha	38.9ha	12.6%
目 標 (令和 5 年 3 月)	283ha (469ha)	27.1ha (18.6ha)	9.5% (3.9%)

注) : 上表の下段括弧内の数は、当初計画 (平成 29 年 11 月 28 日策定) の目標である。

(目標設定の考え方)

改正時の現況 (令和 2 年 3 月) では、遊休農地の解消がなかなか進まず、増加している状況となっている。令和 5 年 3 月時点は、遊休農地の 3 割解消達成を目標とする。

年度毎では、令和 2 年度 3.2ha、令和 3 年度 4.3ha、令和 4 年度 4.3ha を遊休農地解消の目標面積とする。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

農業委員と推進委員の担当制又はチーム制による農地法 (昭和 27 年法律第 229 号) 第 30 条第 1 項の規定による利用状況調査 (以下「利用状況調査」という。) と同法第 32 条第 1 項の規定による利用意向調査 (以下「利用意向調査」という。) の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」(平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4530 号・21 農振第 1598 号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知) に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず適宜実施する。

利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第 34 条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農地情報公開システム（全国農地ナビ）」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

② 農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農家の以降を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

③ 非農地判断について

利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって、B分類（再生利用困難）に区分された荒廃農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (平成 29 年 3 月)	526ha	165ha	31.4%
3 年後の目標 (平成 32 年 3 月)	491ha	180ha	36.7%
改正時の現況 (令和 2 年 3 月)	307ha	173ha	56.3%
目 標 (令和 5 年 3 月)	283ha (469ha)	188ha (195ha)	66.4% (41.6%)

注)：上表の下段括弧内の数は、当初計画（平成 29 年 11 月 28 日策定）の目標である。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「人・農地プラン」の作成・見直しについて

農業委員会は豊見城市とともに、地域ごとに人と農地の問題解決のため、「地域における農業者等による協議の場」を通じて、認定農業者等を地域の中心的経営体と位置づけ、それぞれの農業者の意思と地域の資源に照らした実現可能性のある「人・農地プラン」の作成と見直しに取り組む。

② 農地中間管理機構との連携について

農業委員会は、豊見城市、沖縄県農地中間管理機構、農協等と連携し、(ア) 農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ) 経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ) 利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い、「人・農地プラン」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行

う。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

管内の地域の農地利用状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

④ 農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

農地の所有者を確知することができない農地については、公示手続きを経て沖縄県知事の裁定で利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

### 3. 新規参入の促進について

#### (1) 新規参入の促進目標

	新規参入者（個人） 新規参入取得面積	新規参入者（法人） 新規参入取得面積
現 状 (平成 29 年 3 月)	39 人 ( 12.5ha)	2 法人 ( 0.6ha)
3 年後の目標 (平成 32 年 3 月)	57 人 ( 17.9ha)	5 法人 ( 1.5ha)
改正時の現況 (令和 2 年 3 月)	48 人 ( 14.7ha)	3 法人 ( 0.9ha)
目 標 (令和 5 年 3 月)	75 人 → 66 人 (23.3ha → 20.1ha)	8 法人 → 6 法人 (2.4ha → 1.8ha)

注)：上表→の左側の数は、当初計画（平成 29 年 11 月 28 日策定）の目標である。

#### (2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

沖縄県・沖縄県農業委員会ネットワーク機構、沖縄県農地中間管理機構と連携し、管内の農地の借り入れ意向のある認定農業者等及び参入希望者（法人を含む。）を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

② 新規就農フェア等への参加について

豊見城市、農協等と連携し、新規就農フェア等に積極的に参加することで情報の収集に努め、新規就農の受入とフォローアップ体制を整備する。

③ 企業参入の推進について

担い手が十分いない地域では、企業も地域の担い手になり得る存在であること

から、積極的に企業の参入の推進を図る。

④ 農業委員会のフォローアップ活動について

農業委員及び推進委員は、新規参入（法人を含む。）の地域の受入条件の整備を図るとともに、後見人等の役割を担う。